

学力の向上に向けて教育行政が取り組むべきこと

—幼稚園・保育所を含めた学校種間の連携の充実—

会津大学短期大学部 非常勤講師
元福島県立葵高等学校校長
荒井 光廣

I. 研究の背景とねらい

国際的な学力調査結果の分析等を踏まえ、平成19年に改正された学校教育法は、これからの「知識基盤社会」を担う子どもたちに、学校が育成すべき「学力」について明確に示した。この改正にともない学習指導要領等も改訂され、各学校はすべての学校種の連携のもと、体系的、組織的に「学力」の向上に取り組むこととした。福島県においても「学力」の向上については最優先課題として取り組んでいるが、十分な成果が得られているとは言いがたい。その主な要因は、未だに各学校がどのような学力を児童生徒に身に付けさせるべきか確定できないこと、またその結果として学校種間の連携が思うように進んでいないことの2つである。本研究ではまず育成すべき「学力」について確認し、次に学力の向上に向けた各学校種間の接続の在り方等について考察する。育成すべき学力の明確化や学校種間の連携については教育行政の果たすべき役割が大きいことから、まとめとして今教育行政が取り組むべきことについて提言することとする。

II. 福島県の教育課題とその改善に向けた取り組み

1. 学校が育成すべき「学力」

国立教育政策研究所の「教育課程実施状況調査」、国際教育到達度評価学会の「TIMSS調査」、知識・技能を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価するOECDの調査「PISA」結果などの分析により、これからの「知識基盤社会」を生きる子どもたちに、学校が育成すべき「学力」が明らかになった。平成19年に改正された学校教育法（第30条第2項、第49条、第62条）は、「学力」の重要な3要素を次のように規定した。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ② 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
- ③ 主体的に学習に取り組む態度

さらに国は義務教育段階での児童生徒の「学力」の達成状況を把握し、指導の改善を図るため、改正学校教育法が公布された平成19年度から、小学校6学年の児童及び中学校3学年の生徒を対象に、次の3つの調査からなる「全国学力・学習状況調査」を実施している。

- ① 主として「知識」に関する問題
- ② 主として「活用」に関する問題

③ 児童生徒の生活習慣・学習習慣についての調査

②は、知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のために構想を立て実践し評価・改善する力にかかわる内容を中心とした出題である。

2. 「学力」に関する県内の小学校、中学校、高等学校の課題とその改善に向けた取り組み

福島県教育委員会はこの調査結果を分析し、本県の義務教育は知識・技能を様々な課題解決場面で活用するための「思考力・判断力・表現力」に課題があり、さらに「教科の有用観」や「自己の有能観」が持てず粘り強く課題に取り組むことができないなど、学ぶための基盤である「学習意欲」についても課題があることを明らかにした（福島県教育委員会 2014c）。また現在国においては、大学入試制度の改革が検討されている。その中で取り分け注目を集めていることは、各教科科目についての知識の到達度を測る問題だけではなく、教科横断的に思考力・判断力・表現力を測る新たな入試問題の導入である。各高等学校には、このような大学入試改革に対応できる「学力」の育成が求められている。つまり今福島県内の小学校、中学校、高等学校には、基本的な知識・技能を様々な課題解決場面で活用するための「思考力・判断力・表現力」の育成と「学習意欲」の向上という共通の課題があり、その改善が求められている。各学校はその改善に向けて授業改善研究会や「小・中連携」、「中・高連携」などに取り組んでいるが、まだまだ十分な改善が図られているとは言えない。

3. すべての学校種の体系的な取り組みによる「学力」の向上

Ⅱ.1 で述べた学校教育法で規定された「学力」は、教育基本法（第6条2項）ならびに学校教育法（第1条及び第22条）により、幼稚園から大学までのすべての学校が連携して体系的に培うものである。

教育基本法第16条は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育行政における国と地方公共団体の役割分担を規定し、各地方公共団体に教育に関する振興策の策定を求めた。これを受けて福島県教育委員会は3つの基本目標からなる第6次福島県総合教育計画を策定した。その基本目標1に「知徳体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成」を掲げ、基本目標1を達成するために学校が取り組むべき内容を「学校教育指導の重点」にまとめ、県内の各学校に示した（福島県教育委員会 2014a）。その中で特に重点的に取り組むべきことは「学力の向上」であり、その実現に向けて幼稚園から高校までの各学校種が連携してその改善を図ることとした。また幼児教育については関係部局と連携して「うつくしまっ子幼児教育振興ビジョン」（福島県教育委員会 2007）に示された「教員・保育士の資質及び専門性の向上」や「幼稚園・保育所と小学校の連携」等の取り組みを重点的に実施し、「幼児期の教育」の充実を図ることとした。

Ⅲ. 幼稚園における教育と小学校低学年における教育

1. 保育所、幼稚園の位置付け

教育基本法には「幼児期の教育」に関する条文が新たに設けられ、「幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである――」（第11条）と位置付けられた。

また同第6条で「学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない」と規定した。

それを受けて学校教育法は、学校種について「学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、とす」（第1条）と規定し、幼稚園教育が学校教育の始まりであることを明確に位置付け、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学における教育を体系的に行うこととした。さらに同第22条は「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの」とし、幼稚園をその後の学校教育の基礎を培うものと位置付けた。

これらの法改正を受けて、平成20年度には新幼稚園教育要領が示され、同時に新保育所保育指針が示された。保育所保育指針はそれまでガイドラインだった「通知」から「告示」となり法的拘束力をもつこととなった。

2. 幼稚園教育と保育所における「教育」のねらい及び内容

幼稚園教育要領は第2章において幼稚園教育のねらいを「生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を育成する」と規定し、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の5つの領域に整理して「ねらい及び内容」を示した。一方保育所保育指針は第1章総則3において、保育の目標を「子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」と規定し、そのうち「教育に関わるねらい及び内容」については第3章1（2）において幼稚園教育要領と同じ5つの領域に整理して示した。幼稚園教育要領と保育所保育指針は表現の違いこそあれ、ともに幼児期の教育のねらいを「生涯にわたる人間形成の基礎を培う」と規定した。

3. 幼児期の教育と小学校教育の接続

幼稚園教育要領第3章の「指導計画及び教育課程に係る教育活動の留意事項」において、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続が図られるよう具体的な取り組み事項が示された。また保育所保育指針にも小学校との連携推進が示され、新たに保育所での子どもの育ちを記録した「保育所児童保育要録」を小学校へ送付することが義務づけられた。

一方「小学校学習指導要領」及び「同解説」には、幼稚園、保育所との連携・交流を促進するとともに、「スタートカリキュラム」を編成し児童が小学校生活へスムーズに適應できるよう配慮することと規定した。

4. 幼小連携についての取り組み状況と課題

文部科学省が各都道府県並びに市町村の幼児教育や小学校教育の担当者へアンケート（文部科学省 2010b）を実施した結果、ほぼすべての担当者が「幼小連携は義務教育及びその後の教育の基礎を培う上で重要であると認識している」と回答し、さらに「接続期の教育課程を幼少が協力して編成する必要がある」と回答している。しかし具体的な取り組みをしている」との回答は少数にとどまった。取り組みが進んでいない主な理由は「幼稚園と小学校の接続関係が分からない」から「幼稚園教育と小学校教育の違いが分からない」からの2つであった。

このアンケート結果については福島県も全国と同じような結果であったが、現在では県内のほとんどの地域で「幼児と児童の交流会」や「接続のための協議会」が開催され、幼

小連携の促進が図られている。しかし言うまでもなく教育課程の連続性、一貫性が図られて、はじめて子どもたちの教育は充実する。次に教育課程の連携について考察する。

IV. 教育課程編成を軸とした幼小連携

1. 幼児期のカリキュラムと小学校低学年のカリキュラムの相違点

小学校「生活科」の目標の一つに、幼児期の教育と小学校教育とのスムーズな接続を図ることがあり、生活科は小学校における「スタートカリキュラム」の核となる教科である。この章では幼児期の学習活動と生活科の学習活動を比較し、幼小連携の在り方について考察する。具体的な例として「自分の生活圏を探検する」という共通の活動テーマを設定し、両者の学習活動の相違点と共通点について考察する。

この活動について幼稚園教育の5つの領域ごとに内容及びねらいを示すならば、例えば「人間環境」では「自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみを持つ」、「環境」では「身近な自然に触れ、その美しさ、不思議さに気付く」、「言葉」では「感じたこと、考えたことを自分なりに言葉で表現する」、「表現」では「表現し伝え合う楽しさを味わう」などである。

これに対して「生活科」の学習は

- ① 活動・体験を通して学ぶ
- ② 地域や生活圏を対象にして学ぶ
- ③ 自分との関わりで学ぶ

ことを重視して展開する学習活動であるから、活動の内容及び目標は、例えば「自分の生活を支えてくれている人々の存在に気付き、社会には人々がよりよく生活するための仕組みがあることを理解する」、「美しい花々に気付き、感動し、観察し、科学的に探求しようとする態度を育成する」、「気付いたことや感動したことを発表する活動をとおして、相手の考えをよく聞き相手を尊重しながら、自分の考えをまとめ工夫して表現する」などである。

幼児期における学習活動と生活科における学習活動は、ともに自らの経験や体験からの気付きを学びの出発点としているが、幼児期の学習活動は「～に気付く」、「～を表現する」、「～の楽しさを味わう」など体験それ自体を重視した教科学習以前の「経験カリキュラム」である。それに対して生活科の学習活動は「～に気付き理解する」、「～する態度を育成する」、「～を工夫して発表する」など目標への到達を重視した「教科カリキュラム」であるから、学力の向上を目指した教科学習である。

2. 幼児期の学習指導と小学校生活科の学習指導の共通点

幼稚園教育要領は「幼稚園修了までに生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を培う」と規定している。生きる力には学ぶ力も含まれるから、幼稚園の学習指導のねらいの一つには「学ぶ力の基礎」となる心情、意欲、態度を培うことがある。

一方小学校学習指導要領「生活科」は「具体的な活動や体験を通して――必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う」と規定している。自立への基礎について同解説「生活編」は、自立には「学びの自立」、「生活上の自立」、「精神的な自立」

の三つの自立があり、この「三つの自立」は、学力の3要素（「基礎的な知識・技能」、「課題解決のために必要な思考力・判断力・表現力」、「主体的に学習に取り組む態度」）を培う基盤となるものであると述べている。

つまり幼児期の学習と小学校生活科の学習はともに「学ぶ力の基礎」を養うという共通の目標があり、小学校生活科の学習はさらに「学力の3要素」の基礎を養い、その後の教科学習への接続の役割を果たすことを目標の一つにしている。

3. 教育課程編成を軸とした幼小連携についての提案

幼小連携は子どもたちがスムーズに小学校生活に適応するためのものであるから、具体的な教育活動での改善を図るための教育課程の編成での連携こそが、幼小連携で最も大切なことである。しかしⅢ.4で述べたように、その実施率は低い。現在もその状況に大きな変化はない。教育課程での連携が困難な理由について職員アンケートで最も多かったのは、「幼稚園と小学校の接続関係が分からない」から「幼稚園教育と小学校教育の違いが分からない」からという回答であった。根本的な要因には職員の多忙があると思われる。またアンケートに「分からないから」と回答したのは、分からないのではなく、それまでの自分の教育実践についての自信の現れだとも考えられる。連携で大切な視点は、「子どもの成長の過程を理解し、より効果的な指導となるように幼稚園と小学校の双方が日々の学習活動を改善する」ことであり、そのために「それぞれの持つ経験や知見を尊重し共有する」ことである。

具体的には、連携のための教育課程である保育所、幼稚園の「アプローチプログラム」と小学校の「スタートカリキュラム」を協同で作成することである。2及び3で述べたように、保育所、幼稚園が作成する「アプローチプログラム」のねらいは、「学ぶ力の基礎」を養うことである。一方「スタートカリキュラム」の目標は生活科を中心として、幼稚園で培った「学ぶ力の基礎」をより確かなものとしながら「学力の3要素」の基礎を養い、その後の教科学習へのスムーズな接続を図るものである。したがってこの2つのカリキュラムを充実したものとするためには、それぞれの段階での子どもたちの実態と指導方法を熟知した地域の保育所、幼稚園、小学校の教員が共同で作成することが欠かせない。

だからといってはじめてからカリキュラム全体の作成を目指すのは困難である。「アプローチプログラム」と「スタートカリキュラム」の双方で連続して取り扱うべき具体的な活動を一つ選定し、それを協同で作り上げることを提案する。テーマを一つに絞ることで、具体的な提案が出やすく、また協同作成をとおして保育士、幼稚園教員が持っている「自立を育成する方法」を、小学校教員が持っている「気付きから教訓を抽出し、練り上げる方法」を、それぞれが互いに学ぶことができる。またこの取り組みをとおして、それぞれの学習活動の内容・方法について理解を深めることができる。このような具体的な実践を一つ一つ積み重ねれば、自ずとその地域の実情にあった「アプローチプログラム」と「スタートカリキュラム」が作り上げられると考える。

V. 本県の教育課題についての考察

1. 幼・小・中・高一貫した体系的な学力の向上

Ⅳにおいて幼小連携の在り方について考察したが、Ⅱ.3で述べたように「学力」は幼稚園から大学までのすべての学校で一貫して体系的に培うものである。言語や表現に関する幼・小・中・高での学習内容とその取り扱いを例に取り、幼・小・中・高における体系的な学習指導の在り方について考察する。保育所保育指針、幼稚園教育要領の「教育」に関する「言葉」の領域のねらいは、（１）自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。

（２）人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。（３）日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせると示されている。また「表現」の領域のねらいは、

（１）いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。（２）感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。（３）生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむと示されている。

さらに小学校学習指導要領「国語科」の目標は「国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる」と示され、中学校、高等学校学習指導要領「国語科」の目標はそれぞれ、「――思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし、――」、「――思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、――」と示されている。

つまり保育所保育指針、幼稚園指導要領では「――その楽しさを味わう」、小学校学習指導要領では「――養い」、中学校学習指導要領では「――養い――豊にし」、さらに高等学校学習指導要領では「――伸ばし――磨き」と示され、保育所、幼稚園から高等学校をとおして発達段階に配慮しながら、体系的に学力の向上を図ることとしている。

また学習指導の展開について保育所、幼稚園では「身近な人やものに関わる体験」とおして、高等学校では「言語文化」に触れるなどしてねらい・目標の達成を図ることと示されている。いづれの学校種においても経験や体験、学ぶ過程を大切にして指導を展開することとしている。

学びの出発点は経験や体験をとおした気付きであり、子どもの発達段階に応じて必要な教材を計画的に用いながらその気付きの質を高めていく過程が学習指導であり、そのような学習指導を幼・小・中・高がその発達段階に応じて体系的に実施することによって、子どもたちの「学習意欲」は高められ、知識・技能を様々な課題解決場面で活用するための「思考力・判断力・表現力」は高められる。

2. 本県の教育課題についての考察

Ⅱ.2において本県の小学校、中学校、高等学校には、学校教育法で規定されている「学力」の3要素のうち特に「思考力・判断力・表現力」と「学習意欲」に課題があることを述べた。

授業研究会等において、「幼稚園、小学校の学習指導の展開には、子どもの気付きをより質の高いものに高める指導が足りないことが多い」、また逆に「中学校、高等学校の学習指導の展開には、知的好奇心を喚起し学習意欲を高め、探求心を高める指導がなく、結果としての知識・技能を効率的に伝達するだけの指導になっていることが多い」との指摘

がある。1.で述べたように、子どもたちは自らの気付きだけで成長することはできない。しかし「思考力、判断力、表現力」の育成や「学習意欲」の向上のためには、自らの気付きを大切にしながらその質を高める学習指導の展開が欠かせない。

保育所、幼稚園、小学校の教員には、将来の子どもの姿が見えにくい。逆に中学校、高等学校の教員には、子どもがこれまで成長してきた過程が見えにくい。どうしてもそれぞれの教員は、目の前の子どもの姿しか見えない。幼・小・中・高が連携し、体系的に学力の向上を図る視点が不足する。本県の教育課題を改善を図るためには、各教員が教科ごとに幼・小・中・高それぞれの段階での学習の「内容」と「ねらい・目標」、さらに「指導過程」を理解し、今日の前にいる子どもたちへの学習指導の在り方を見直し、それを授業に反映することが必要である。またそのために、学校全体の教育課程の編成を改善することが必要である。

VI. 本研究のまとめと提言

これまで本県では幼・小・中・高の連携を掲げながらも、県教育委員会の指導方針である「学校教育指導の重点」には、幼小連携、小中連携、中高連携それぞれの取り組みはあっても、幼稚園から高等学校までを一貫した学習指導の在り方を検討するという視点が欠けている。また連携協議会等では、「そもそも育成すべき学力が学校種によって異なる」「高校入学者選抜の問題が変わらなければ、安易に育成すべき学力を変えるわけにはいかない」という意見も出されている。子どもたちの進路希望の実現を願う中学校教員の思いも当然である。しかし先に述べたように大学入学者選抜では、学校教育法が定義する「学力」、すなわち「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力」を問う出題が変わろうとしている。高校入試問題の改善や学校種間の連携の充実、日々の学習指導の目標設定や教育課程編成に直接係わる課題であり、教育行政が喫緊に取り組むべき課題である。

以上の考察を踏まえ、本県の教育課題を改善しさらなる学力の向上を図るために、教育行政が次の4つに取り組むよう提言する。

- ア) 地域のすべての保育所、幼稚園、小学校が協同して保育所、幼稚園の「アプローチプログラム」と小学校の「スタートプログラム」を作成する場を設定する。
- イ) 例えば小学校の教員と高等学校の教員が協同で授業を設計し、授業改善研究会を開催するなど、新たな校種間での研究会・研修会を実施する。
- ウ) 学校教育法が示す「学力」を測る高校入学者選抜試験問題を作成する。
- エ) 学校教育法、保育所保育指針、幼稚園教育要領によって、幼稚園と保育所がともに学校教育の基礎を育成する役割を担うことが明確に示されたことから、保育士の幼稚園教員免許取得を一層促進する。

文献

- 福島県教育委員会（2014a）「第6次福島県総合教育計画」
- 福島県教育委員会（2014b）「平成26年度学校教育指導の重点」
- 福島県教育委員会（2014c）「平成26年度全国学力・学習状況調査に係る福島県の結果」
- 福島県教育委員会（2007）「うつくしまっ子幼児教育振興ビジョン」
- 福島県教育センター（2001）「自ら学び自ら考え力を育成する授業改善に関する研究」所収：福島県教育センター研究紀要第30集.
- 福島県検証改善委員会（2008）「授業改善サポートブック」
- 文部科学省（2008）『保育所保育指針』
- 文部科学省（2008）『幼稚園教育要領』
- 文部科学省（2008）『小学校学習指導要領「総則編」「生活編」「国語編」 同解説』中
- 文部科学省（2008）『学校学習指導要領「総則編」「国語編」 同解説』
- 文部科学省（2009）『高等学校学習指導要領「総則編」「国語編』』
- 文部科学省（2010a）『高等学校学習指導要領解説』
- 文部科学省（2010b）「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」
- 小田豊,青井倫子編著（2009）『新保育ライブラリ 幼児教育の方法—保育の内容・方法を知る—』北大路書房.
- 中央教育審議会（2006）「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」
- 渡部琢也（2014）「会津大学短期学部社会福祉学科保育士養成課程在籍学生の幼稚園教諭免許の必要性と特例制度に関する調査」所収：会津大学短期大学部研究紀要第72号